香美町告示第138号

香美町民バス運行委託業務(78条市町村有償路線)について、次のとおり公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)を次のとおり行うので告示する。

令和5年7月20日

香美町長 浜 上 勇 人

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務番号 香企振第10号
- (2) 業務名称 香美町民バス運行委託業務 (78条市町村有償路線)
- (3) 履行場所 香美町香住区内
- (4) 業務内容

香美町香住区内における町民バスの施設の管理、路線ダイヤの管理、バス 車両の管理、運賃収入及び運行に係る経理、その他運行に必要な作業等の一 切を実施する。

(5) 業務期間 令和5年10月1日から令和8年9月30日まで

2 プロポーザル参加資格要件

プロポーザル参加資格要件は、下記の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業または一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けている事業者又は同法第78条に定める自家用有償旅客運送事業の運行業務を受託できる者であること。
- (3) 運行開始日において、業務遂行に必要な各種法令に基づく許可、認可、免

許等を有し、又は有することとなることが確実な者であること。

- (4) 本町に本店、支店又は営業所を有する者で、事故の発生等により業務の遂行に障害が発生した場合において、乗客の安全確保や各関係機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者であること。若しくは、運行開始日において、本町に本店、支店又は営業所を有することが確実であり、同様の対応が可能となることが確実な者であること。
- (5) 香美町民バス運行委託業務仕様書の内容を十分に理解し、その内容に則した提案が可能な者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること(会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可が確定した者を除く。)。

3 プロポーザル関係書類等の交付

- (1) 交 付 香美町ホームページからダウンロードすること。 (郵送等による交付は行わない。)
- (2) 期 間 令和5年7月20日(木)から令和5年7月26日(水)まで

4 参加方法

参加表明書の提出による。

- (1) 提出先 香美町役場 企画課
- (2) 提出期間 令和5年7月20日(木)から令和5年7月26日(水)まで
- (3) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。電子メール又はFAX による提出は認めない。

5 質問及び回答

- (1) プロポーザルに関する質問ができる者は、参加表明書の提出を行った者とする。
- (2) 質問の方法 質問書により、令和5年8月3日(木)午後5時15分までの間に香美町役場企画課へメールにより送信すること。(電話、FAX、郵送による質問は受け付けない。)電子メールを受け付けた場合は、受領確認メールを返信する。

メールアドレス kikaku@town. mikata-kami. lg. jp

(3) 質問の回答 質問書に対する回答は、令和5年8月9日(水)までに、 参加表明書を提出した者全員に、参加表明書に記載されたメ ールアドレスへ電子メールにて回答する。(メール送信時は 参加表明者にその旨を伝え、受信確認する。)

なお、質問に対する回答は、この告示や仕様書等に記載する内容の追加又は修正とみなす。

6 提案方法

- (1) 次の書類を提出すること。ただし、提案は1者につき1案とする。
 - ① 企画提案書
 - ② その他の書類
 - ア定款
 - イ 商業登記簿の謄本
 - ウ 道路運送法第4条第1項に規定する許可を有することを証明できる 書類の写し
 - エ 直近の3決算期における財務諸表
 - オ 地方税、国税を滞納していない旨の証明書
- (2) 提出先 香美町役場 企画課
- (3) 提出期間 令和5年8月10日(木)から令和5年8月17日(木)までの開庁日
- (4) 提出時間 午前8時30分から午後5時15分まで

- (5) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。電子メール及びFAXによる提出は認めない。
- (6) 提出部数 企画提案書:原本1部、副本1部、電子データ1部(媒体は CD-Rとする。)

その他の書類: 2部

(7) 提出方法 郵送又は持参により提出すること。電子メール及びFAXによる提出は認めない。

7 契約の締結

- (1) 契 約 最優秀提案者から見積書を徴し、本町が別に示す事業費の範 囲内で業務委託契約を締結する。ただし、最優秀提案者と契約 に至らない場合は交渉権第2位の者と交渉を行う。
- (2) 契約書 本町が定めた契約書による。
- (3) 契約保証金 免除
- (4) 再委託禁止 受託者は、本委託業務の一部又は全部を第三者に再委託することはできない。ただし、あらかじめ書面による本町の承諾を得たときはこの限りでない。
- (5) 損害賠償 本町は、受託者の本委託業務の結果に関して、受託者に対し、受託者の責めに帰すべき事由により被った損害について、 損害賠償請求をすることができる。
- (6) 委託料支払条件 ①部分払 各会計年度中1回以内 ②前払金 なし

8 提案書の取扱い

- (1) 提案書提出後において、提案者の選定までの間は、提案書に記載された内容の変更は認めない。
- (2) 提出された提案書類は、複製を作成する場合がある。
- (3) 提出された提案書類は、返却しない。 なお、提案書は、契約に至った場合に使用する他は業者選定には使用しないものとし、香美町文書管理規程(平成17年香美町訓令第4号)等に従い

責任を持って管理廃棄を行う。

(4) 提出された提案書は、香美町情報公開条例(平成17年香美町条例第12号)に基づく開示請求により開示する場合があるが、企業秘密など、公開することで企業に不利益を与えるおそれのある部分については開示しないものとする。

9 その他

- (1) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提案者には、参加報酬は支払わない。
- (3) プロポーザル参加に係る費用は、全額提案者の負担とする。
- (4) この告示に記載のない事項については、香美町財務規則(平成17年香美町規則第36号)及び香美町入札契約事務執行要領等によるものとする。

10 問合せ先

〒669-6592 香美町香住区香住870番地の1 香美町企画課

電話番号 (0796) 36-1962

F A X (0796) 36-3809

メールアドレス kikaku@town.mikata-kami.lg.jp

担 当 者 地域振興係 小林